

令和4年10月19日

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

記

1 非違行為の概要

当該職員は、令和3年度及び令和4年度において、涌谷町文書取扱規程に基づかない事務処理を繰り返した。また、国庫負担金の返還請求事務を遅延させ、延滞金を発生させるなどの不適切な事務処理を行い、涌谷町に対し損害を与え信頼を失墜させた。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）の規定に基づき懲戒処分としたものである。

また、管理監督が不十分であったとして、所属長に対し厳重注意処分としたもの。

2 処分発令日 令和4年10月19日

3 当事者

① 被処分者 男性 主事 20代

② 処分の種類 戒告

4 管理監督者

① 被処分者 女性 室長 50代

② 処分の種類 厳重注意

【町長コメント】

本町職員がこのような事態を惹き起こし、職員全体の信用を著しく失墜させたことは、町民の皆様及び関係団体の皆様に対し心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

今後は、法令を遵守し、適正な事務執行に一層努めるとともに、部下職員に対する指導強化について、管理監督する立場にある管理職員に対し、より強く注意喚起を行ってまいります。